

普通肥料の公定規格の設定又は変更に当たり意見を聴取する肥料の概要

肥料の種類	鉾さいりん酸肥料	腐植酸りん肥
申請者	川鉄鉾業（株）	小野田化学工業（株）
施用方法	りん酸及びけい酸等の肥料成分の植物への供給並びに土壌酸度の矯正を目的として施用。	りん酸、マンガン及びほう素等の肥料成分の植物への供給を目的として施用。
特 徴	製鋼の脱りん工程で生ずる鉾さい（スラグ）について、りん酸等の肥料効果が確認されたことから、新たなりん酸質肥料として公定規格を設定。	既に公定規格が設定されている「腐植酸りん肥」に使用できる原料として、新たにマンガン含有物及びほう酸塩を追加することとする公定規格の変更。
成 分	肥料成分の含有量及びその効果並びに有害成分の含有量は、既に公定規格の定めがあるりん酸質肥料等と同等である。	肥料成分の含有量及びその効果並びに有害成分の含有量は、既に公定規格の定めがあるりん酸質肥料等と同等である。
公定規格の設定又は変更の案	別表 1 のとおり設定	別表 2 のとおり変更

【別表 1】

(新規設定)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
鉍さいりん酸肥料 (製鋼鉍さいをいう。)	一 く溶性りん酸 3.0 アルカリ分 20.0 可溶性けい酸 10.0 二 く溶性りん酸、アルカリ分及び可溶性けい酸のほか、く溶性苦土又はく溶性マンガンを保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性苦土については 1.0 く溶性マンガンについては 1.0	く溶性りん酸の含有率1.0%につき カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1	4ミリメートルの網ふるいを全通すること。

【別表 2】

(現行)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
腐植酸りん肥 (石炭又は亜炭を硝酸で分解し、熔成りん肥、焼成りん肥、りん鉱石又は塩基性のマグネシウム含有物及び硫酸又はりん酸を加えたものをいう。)	一 く溶性りん酸 15.0 水溶性りん酸 1.0 二 く溶性りん酸及び水溶性りん酸のほか、く溶性苦土、く溶性マンガン又はく溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性苦土については 3.0 く溶性マンガンについては 0.10 く溶性ほう素については 0.05	く溶性りん酸の含有率1.0%につき ひ素 0.002 亜硝酸 0.001 カドミウム 0.00015	石炭又は亜炭を硝酸で分解したもの (3.5%の塩酸に溶けないもののうち、1%の水酸化ナトリウム液に溶けるものを乾物当たり70%以上含有するものに限る。) は、乾物として15%以上30%以下を使用すること。



(改正後)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
腐植酸りん肥 (石炭又は亜炭を硝酸で分解し、熔成りん肥、焼成りん肥、りん鉱石、塩基性のマグネシウム若しくはマンガ含有物又はほう酸塩及び硫酸又はりん酸を加えたものをいう。)	一 く溶性りん酸 15.0 水溶性りん酸 1.0 二 く溶性りん酸及び水溶性りん酸のほか、く溶性苦土、水溶性苦土、く溶性マンガン、水溶性マンガ、く溶性ほう素又は水溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性苦土については 3.0 水溶性苦土については 1.0 く溶性マンガンについては 0.10 水溶性マンガンについては 0.10 く溶性ほう素については 0.05 水溶性ほう素については 0.05	く溶性りん酸の含有率1.0%につき ひ素 0.002 亜硝酸 0.001 カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1	石炭又は亜炭を硝酸で分解したもの (3.5%の塩酸に溶けないもののうち、1%の水酸化ナトリウム液に溶けるものを乾物当たり70%以上含有するものに限る。) は、乾物として15%以上30%以下を使用すること。